

規約・約款

ガーディアンファミリー共済

(ガーディアンファミリー)

NGO アンビリカルコード Presentd by NGO シェイクハンド

(生活危機調査機関：Crisis/クライシス)

(運営団体：トータルケアプログラム事務局)

基本理念

本共済は、被共済者及びその家族が、疾病・傷害・障害・災害・その他の事由により生活上の危機又は著しい負担を生じた場合に、相互扶助の理念に基づき、その生活の安定及び再建を支援する事を命題とします。

生活危機の定義

本規約における生活危機とは、疾病・傷害・障害・介護・災害・環境・その他の事情により、被共済者又はその家族の日常生活若しくは社会生活に著しい支障又は負担が生じ、本共済会が支援を必要と認めた状態をいいます。

(令和7年7月7日 制定)

(令和8年8月6日 改訂)

共済規約・約款

第1章 共済の目的

（ファミリー共済の目的）

第1条 「ガーディアンファミリー共済」は、トータルケアプログラム事務局（以下、「本共済会」という。）のもと、「障害、難病その他継続的な支援を必要とする児童、生徒または成人並びにその保護者、扶養者その他本共済会が認める者」を対象に共済を行うことにより、被共済者及びその家族等が抱える経済的・心理的及び社会的負担を軽減し、「日常や暮らしの危機(クライシス)の予防」、又は、「生活危機からの生活再建」に資する事を目的とする。

「誰一人取り残されることのない持続可能な相互扶助社会の実現」を基本理念とし、日常や暮らしの中で生じる様々な危機に備えながら、「生活危機を予防し、また、生活危機からの再建を支える共済」として、相談支援その他生活支援を基盤とする共済（以下、「共済契約」という。）を行うものとする。

本共済は、「生活の危機に係るライフイベント」にフォーカスし、共済制度の持続可能性を確保するとともに、限りある共済財源を適正かつ公平に運用し、より多くの会員、及びその家族を支援するため、本共済会は、生活危機の程度、緊急性、生活再建の必要性、その他の事情を総合的に勘案し、公平性及び透明性を確保しつつ、給付認定を行うものとします。

第2章 共済契約の締結・更新

（共済契約の締結）

第2条 共済契約は、共済契約を希望する者が、本共済会所定の加入申込書その他本共済会が指定する書類を提出し、本規約に同意のうえ申込みを行い、本共済会がこれを審査し、承諾したときに成立します。

2．本共済会は、加入申込みについて必要な審査を行い、その結果、加入を承諾しないことがあります。

3．前項の場合において、本共済会は、その理由を開示する義務を負いません。ただし、法令により説明義務が課される場合は、この限りではありません。

4．共済契約の効力は、第6条に定める責任開始日から生じます。

（給付責任）

第3条 本共済会は、被共済者が責任開始日以後の保障期間中に、本規約に定める共済事故又は共済事由に該当した場合は、本規約及び別表の定めに従い、共済金その他の給付（以下「共済金等」という。）を給付します。

2．共済金等の種類、給付事由、給付額、給付条件、給付方法及び受取人は、本規約及び別表の定めるところによります。

3．第2類及び第3類の給付については、生活危機の程度、緊急性、生活再建の必要性その他、本共済会が必要と認める事項を総合的に審査し、給付の可否及び内容を決定します。

4. 本共済会は、共済金等の給付にあたり、必要に応じて医療機関、公的機関、福祉関係機関その他関係機関への照会、資料の提出又は事実確認を行うことができます。

5. 共済金等の給付は、本規約に定める免責事由、重複給付の制限その他の規定の適用を妨げるものではありません。

（被共済者の範囲）

第4条 被共済者は、本共済会が加入を承諾し、日本国内に住所を有し、NGO アンビリアルコードの会員である者であって、責任開始日又は更新日における満年齢が5歳以上100歳以下の者とし、ただし、新規加入は満79歳以下とします。

2 被共済者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、

（1）障害児者（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、医療的ケア児者、重症心身障がい児者、その他本共済会が認める者）

（2）前号に準ずる状態にあり、本共済会が支援を必要と認めた者

（3）前二号に掲げる者の保護者、扶養者、介護者又はヤングケアラーその他本共済会が認めた者

3 契約年齢は、責任開始日又は更新日における満年齢により計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

4 被共済者が複数の区分に該当する場合であっても、本共済会が別に定める場合を除き、一人につき一契約を原則とします。

5 被共済者の資格を喪失した場合又は加入資格を満たさなくなった場合の取扱いは、本規約の定めによります。

（代理契約者）

第5条 被共済者が未成年者である場合は、親権者、未成年後見人その他法令上代理権を有する者を代理契約者とし、

2 被共済者が成年者であっても、知的障害、精神障害、発達障害その他の事由により、自ら共済契約を締結し、又は契約上の権利を行使することが困難であると本共済会が認める場合は、成年後見人、保佐人、補助人その他法令上代理権を有する者を代理契約者とするができます。

3 前項に該当する者がいない場合に限り、被共済者の二親等以内の親族その他本共済会が適当と認めた者を代理契約者とするができます。

4 代理契約者は、共済契約の申込み、契約内容の変更、共済金等の請求、各種届出その他本規約に基づく契約上の手続を行うことができます。ただし、法令又は本規約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

5 掛金負担者が代理契約者と異なる場合であっても、本規約に基づく契約上の権利義務は、代理契約者に帰属します。ただし、本共済会が別に認める場合は、この限りではありません。

6 代理契約者に変更が生じたときは、速やかに本共済会へ届け出なければなりません。

（責任開始日及び共済期間）

第6条 本共済会が共済契約の申込みを承諾し、第1回掛金の入金を確認した場合は、その承諾日の属する

月の翌月 1 日を契約日及び責任開始日とします。

2 共済期間は、責任開始日から 1 年間とします。

3 第 1 回掛金の入金を確認できない場合は、共済契約は成立せず、本共済会は共済責任を負いません。

4 責任開始日前に発生した疾病、傷害、事故その他の事由又はこれらと相当因果関係を有する共済事故については、本規約又は別表に特別の定めがある場合を除き、共済金等の給付対象としません。

5 責任開始日後に発生した共済事故であっても、本規約に定める免責事由又は給付対象外事由に該当する場合は、共済金等を給付しません。

6 共済期間満了後の更新については、第 13 条の定めによります。

(加入証書)

第 7 条 本共済会は、共済契約が成立したときは、共済契約者に対し加入証書（電子的方法による交付を含む。）を交付します。

2 加入証書には、次の事項を記載します。

- (1) 共済の名称及び共済番号
- (2) 共済契約者及び被共済者の氏名
- (3) 被共済者の生年月日、契約年齢及び性別
- (4) 共済金等の受取人（定めがある場合）
- (5) 掛金及びその払込方法
- (6) 責任開始日及び共済期間
- (7) 加入証書の発行年月日
- (8) 本共済会の名称及び所在地
- (9) その他本共済会が必要と認める事項

3 加入証書の記載内容に誤り又は変更が生じた場合は、共済契約者は速やかに本共済会へ届け出るものとします。

4 加入証書を紛失し、滅失し、又は著しく汚損した場合は、共済契約者は、本共済会所定の手続により再発行を請求することができます。

(共済契約締結の制限)

第 8 条 本共済会は、加入申込者又は被共済者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、共済契約の締結を承諾しないことができます。

(1) 本規約に定める給付対象となる疾病、傷害その他の事由について、契約日において医師から精密検査、入院又は継続的な治療を指示されており、本共済の健全な運営に重大な影響を及ぼすおそれがある場合

(2) 告知事項について故意又は重大な過失により事実を告げず、又は事実と異なる告知をした場合

(3) 提出書類に虚偽、改ざん又は重要事項の隠匿が認められた場合

(4) 故意に共済事故を発生させるおそれがあると本共済会が合理的に判断した場合

(5) 反社会的勢力の構成員若しくは関係者である場合又は反社会的勢力に利益を供与するおそれがある場合

(6) 法令又は公序良俗に反する目的で加入しようとする場合

(7) その他、本共済会が共済制度の健全な運営上、加入を不相当と合理的に判断した場合

2 本共済会は、加入審査に当たり、医師の診断書その他必要な資料の提出を求めることができます。

3 本共済会は、提出された資料その他の事情を総合的に審査し、必要に応じて条件を付して加入を承諾することがあります。

4 加入申込者は、本共済会から求められた資料の提出その他審査に必要な協力を行うものとします。

(共済期間及び掛金払込期間)

第9条 共済期間は、責任開始日又は更新日から起算して1年間とします。

2 掛金の払込期間は、前項の共済期間と同一とします。

3 共済契約が共済期間の途中で終了した場合であっても、本規約に別段の定めがある場合を除き、終了日までを共済期間とします。

4 共済期間中に被共済者が100歳の誕生日を迎えた場合は、その誕生日の属する月の末日をもって共済期間を終了します。

5 共済期間満了後の更新については、第13条の定めに従います。

(掛金の払込)

第10条 掛金は、責任開始日又は更新日における被共済者の契約年齢に基づき、本共済会が別に定める掛金表により算出します。

2 掛金の払込方法は、口座振替その他本共済会が認める方法による月払とします。

3 口座振替による払込方法その他必要な事項は、本共済会が別に定める「掛金口座振替特約」その他の定めによります。

4 初回掛金は、本共済会が加入申込みを承諾した後、本共済会が指定する方法により払い込むものとします。

5 第2回目以降の掛金は、共済契約者が指定した金融機関口座から、毎月所定の振替日に翌月分の掛金として自動振替により払い込むものとします。

6 振替日に掛金の払込みができなかった場合は、本共済会は翌月以降の振替日に、未払掛金を合算して振り替えることができます。

7 前項の場合において、共済契約者は、本共済会が別に認める方法により未払掛金を払い込むことができます。

8 掛金の払込みに要する手数料その他の費用は、本共済会が別に定める場合を除き、共済契約者の負担とします。

9 掛金の払込日、払込方法その他掛金の収納に必要な事項は、本規約、重要事項説明書及び各種特約の定めによるものとします。

(掛金払込の猶予期間及び共済契約の失効)

第11条 第2回目以降の掛金（更新後の第1回掛金を含みます。）は、所定の払込期日までに払い込むものとします。

2 掛金の払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌月末日までとします。

3 払込猶予期間内に掛金の払込みがない場合は、共済契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

4 共済契約が失効した後に発生した共済事故又は共済事由については、共済金等を給付しません。

5 失効した共済契約は、本共済会が特に認める場合を除き、復活することはできません。

6 共済契約の失効は、失効日前に発生した共済事故又は共済事由に係る本共済会の調査、審査及び給付の権限を妨げるものではありません。

7 共済契約の失効後であっても、失効日前に発生した共済事故又は共済事由については、本規約に定める要件を満たす場合に限り、共済金等の請求を行うことができます。

(掛金払込猶予期間中に共済事故が発生した場合)

第12条 掛金払込猶予期間中に共済事故又は共済事由が発生した場合であっても、共済契約者又は共済金等の受取人は、猶予期間満了日までに未払掛金を払い込まなければなりません。

2 本共済会は、共済契約者又は共済金等の受取人から申出があった場合は、給付すべき共済金等から未払掛金を控除して給付することができます。

3 前項の場合において、共済金等の額が未払掛金に満たないときは、共済契約者は猶予期間満了日までにその差額を払い込まなければなりません。

4 前項に定める差額が猶予期間満了日までに払い込まれなかった場合は、共済契約は第11条の定めにより失効し、本共済会は共済金等を給付しません。

5 本共済会は、未払掛金の有無その他必要事項の確認が完了するまで、共済金等の査定及び給付を保留することができます。

6 本条の規定は、共済契約者又は共済金等の受取人による共済金等の請求及び本共済会による調査、審査その他必要な手続を妨げるものではありません。

(共済契約の更新)

第13条 共済契約は、共済期間満了日までに掛金の払込みが完了しており、かつ共済契約者から更新しない旨の届出がない場合は、共済期間満了日の翌日に更新されるものとします。

2 更新後の共済期間は、更新日から1年間とします。

3 更新後の掛金は、更新日における被共済者の契約年齢及び本共済会が当該更新日時点で定める掛金表その他の条件を適用します。

4 共済契約者は、共済契約を更新しない場合は、共済期間満了日までに本共済会所定の方法により届け出るものとします。

5 被共済者が共済期間中に本規約に定める加入資格を喪失した場合又は更新日において加入資格を満たさない場合は、本共済契約は更新されません。

6 本共済会は、法令の改正、社会情勢の変化、共済収支、危険率その他共済制度の健全な運営上必要がある場合は、更新時から掛金、給付内容、給付条件その他の契約内容を変更することがあります。

7 前項により契約内容を変更する場合は、本共済会は更新前までに、その内容を共済契約者に通知します。

第3章 本共済契約の支払に関する規定

(掛金及び共済金等の種類、給付額)

第14条 本共済契約における掛金、共済金等の種類、給付事由、給付額、給付限度額及び給付条件は、本条及び別表の定めによるものとします。

2 共済金等は、次の各号に区分して給付します。

- (1) 第1類 医療・療養支援給付
- (2) 第2類 生活支援給付
- (3) 第3類 生活危機認定給付
- (4) 死亡・後遺障害給付

3 各給付の対象となる共済事故、給付要件、給付額、受取人及び給付限度額は、本規約及び別表に定めるところによります。

4 第3類給付については、本共済会が生活危機の程度、緊急性、生活再建の必要性その他必要な事項を総合的に審査し、認定した場合に給付します。

5 本共済会は、共済金等の全部を現金で給付するほか、被共済者の利益を最優先と認める場合は、生活支援、医療支援、権利擁護支援、居住支援、教育支援その他必要な支援の提供をもって、その全部又は一部に代えることができます。ただし、共済契約者又は受取人の権利を不当に制限してはなりません。

6 同一の共済事故又は共済事由について複数の給付が重複するときは、本規約及び別表に定める重複給付の取扱いによります。

7 共済金等の請求手続、必要書類、審査方法及び給付方法については、「共済金等の請求及び給付」の定めによります。

【加入対象年齢、及び掛金】

【シングルプラン】			掛 金	
5歳以上	～ 18歳以下の掛金	(未成年層)	¥ 2. 0 0 0 _	(月額)
19歳以上	～ 34歳以下の掛金	(若年層)	¥ 3. 0 0 0 _	(月額)
35歳以上	～ 49歳以下の掛金	(青年層)	¥ 4. 0 0 0 _	(月額)
50歳以上	～ 64歳以下の掛金	(成人層)	¥ 6. 0 0 0 _	(月額)
65歳以上	～ 79歳以下の掛金	(高齢層)	¥ 4. 0 0 0 _	(月額)
80歳以上	～ 100歳以下の掛金	(百寿層)	¥ 1. 0 0 0 _	(月額)

※単独で加入する者で、次の各号のいずれかに該当する者を対象とします。

- 障がい児・者、及びその保護者・扶養者・ヤングケアラー
- 重症心身障がい児・者、及びその保護者・扶養者・ヤングケアラー
- 医療的ケア児・者、及びその保護者・扶養者・ヤングケアラー
- 難病児・者、及びその保護者・扶養者・ヤングケアラー
- 要支援・要介護認定者、及びその保護者・扶養者・ヤングケアラー
- その他、本共済会が加入を認めた方

※保障期間中に100歳を迎えた被共済者には、本共済会が別に定める名誉称号を贈呈いたします。

【ファミリープラン】		掛 金	
(同時加入) 5名まで(2親等以内)		¥ 9. 8 0 0 _	(月額)

※同一世帯又は生計を同一とする家族で、次のいずれかに該当する世帯を対象とします。

- 夫婦
- 親子
- 兄弟姉妹
- 祖父母と孫
- その他、本共済会が家族関係にあると認める者

※障害・疾病・介護認定等の有無は問いません。

【ケアサポータープラン】		掛 金	
主たる保護者又は扶養者1名 × 障がい等児者1名		¥ 7. 8 0 0 _	(月額)

※障がい等児者1名の追加につき、+ 5 0 0 _ (月額)

※同一世帯又は生計を同一とする家族で、次のいずれかに該当する者を主として養育、扶養又は介護している保護者、扶養者又はヤングケアラーを対象とします。

- 障害児・者
- 重症心身障がい児・者
- 医療的ケア児・者
- 難病児・者
- 障害程度区分認定者(区分1～6)
- 要支援認定者又は要介護認定者
- 継続的な介護・見守り・医療的ケアを必要とする方
- その他、本共済会が対象と認める者

【兄弟姉妹児応援プラン】

掛 金

障がい児 1 名 × 兄弟姉妹児 1 名

¥ 4, 5 0 0 __ (月額)

※障がい児又は兄弟姉妹児 1 名追加につき、+ 5 0 0 __ (月額)

※同一世帯又は生計を同一とする兄弟姉妹がいる世帯で、次のいずれかに該当する者がいる場合を対象とします。

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
- 障がい児、重症心身障がい児又は医療的ケア児
- 難病等で継続的な療養を必要とする者
- 障害程度区分 1 から 6 までの認定を受けている者
- 継続的な介護・見守り・医療的ケアを必要とする者
- その他、本共済会が兄弟姉妹への継続的な負担が生じると認める者

【ケアファミリー世帯プラン】

掛 金

祖父母世代×父母世代×子世代で構成される世帯（8名まで）

¥ 1 2, 8 0 0 __ (月額)

※同一世帯又は生計を同一とする家族で、各世代に次のいずれかに該当する者がいる世帯を対象とします。

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
- 障がい児者、重症心身障がい児者又は医療的ケア児者
- 難病等で継続的な療養を必要とする者
- 要支援認定又は要介護認定を受けている者
- 継続的な介護・見守り・医療的ケアを必要とする者
- その他、本共済会が継続的なケアを必要と認める者

種類	給付事由	給付(保障)額
普通死亡	責任開始日以後の保障期間中に、疾病又は不慮の事故を直接の原因として死亡したとき。	¥ 1 0 0, 0 0 0 __
災害死亡	責任開始日以後の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として死亡したとき。ただし、その死亡が事故の日から 1 8 0 日以内に生じた場合に限りです。	¥ 2 5 0, 0 0 0 __
後遺障害 (別表 7)	責任開始日以後の保障期間中に、不慮の事故を直接の原因として所定の後遺障害の状態となったとき。ただし、その後遺障害が事故の日から 1 8 0 日以内に生じた場合に限りです。	障害の程度に応じ、別表に定める額を給付します。 ¥ 5 0, 0 0 0 ~ ¥ 5 0 0, 0 0 0 __

種類	給付事由	給付額	受取人・備考
(第 1 類Ⅱ医療・療養) 長期入院支援給付	被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、疾病、傷害その他の事由により長期入院し、次の各号の全てに該当した場合は、長期入院に伴う生活上の負担の軽減を目的として、長期入院支援給付金を給付します。 ①責任開始日以後に発病した疾病又は日本国内で発生した不慮の事故(別表 1)による傷害を直接の原因として入院したこと。 ②医師が治療上必要と認める病院又は診療所に継続して 3 0 日以上入院したこと。 ③当該入院が、被共済者の日常生活又は社会生活に著しい支障を生じさせる長期療養を目的とするものであること。 ④当該入院が、本規約の定める免責事由に該当しないこと。	(1 日につき) ¥ 5, 0 0 0 __ を給付します。 (通算) 1, 0 0 0 日を 限度とします。	1. 共済金の受取人は、原則として被共済者本人とします。 2. 被共済者が未成年者である場合又は疾病、障害その他の事由により共済金を受領することが困難であると本共済会が認めた場合は、法定代理人、成年後見人、保佐人、

(第1類Ⅱ医療・療養) 手術支援給付	被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、疾病、傷害その他の事由により手術を受け、次の各号の全てに該当した場合は、手術に伴う療養生活及び生活再建を支援するため、手術支援給付金を給付します。 ①責任開始日以後に発病した疾病又は不慮の事故による傷害を直接の原因として、治療を目的とする手術を受けたこと。 ②当該手術が、医師により治療上必要と認められ、病院又は診療所において施行されたこと。 ③当該手術が、別表2に定める給付対象手術に該当すること。 ④当該手術が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。	(1回につき) 入院日額¥3,000に、別表2に定める手術加算を追加して得た額を給付します。 (入院通算) 1,000日を限度とします。	補助人その他本共済会が適当と認める者を受取人とすることができます。 3. 被共済者が共済金を請求又は受領することができない特別の事情がある場合は、本共済会は、被共済者の利益を最優先に考慮し、適当と認める代理人に対して共済金を支払うことができます。
(第1類Ⅱ医療・療養) 通院治療支援給付	被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、疾病、傷害その他の事由により継続的な通院治療を受け、次の各号の全てに該当した場合は、継続的な治療に伴う生活上の負担を軽減するため、通院治療支援給付金を給付します。 ①責任開始日以後に発病した疾病又は発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、医師が治療上必要と認める通院をしたこと。 ②当該通院が、病院又は診療所において行われた治療、診察、処置、検査、リハビリテーションその他これらに準ずる医療行為を受けるためのものであること。 ③当該通院が、療養生活の継続又は社会生活への復帰のため、継続的な治療を必要とするものであり、被共済者又はその家族に生活上の負担が生じると本共済会が認めたこと。 ④当該通院が、原則として月3回以上、かつ3ヶ月以上継続して行われたこと。 ⑤当該通院が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。 ⑥責任開始日前に診断を受けた疾病については、給付対象とはなりません。ただし、医師により完治又は寛解したと認められた日から1年以上経過した後、に再発し、責任開始日以後に治療又は通院を開始した場合は、この限りではありません。 ⑦その他、給付対象となる詳細は、別表6に定めるところによります。	(1日につき) ¥1,000を給付します。 (通算) 1,000日を限度とします。	4. 前二項の規定により共済金を支払った場合は、本共済会は被共済者に対する支払義務を履行したものとします。 5. 共済契約者は、本共済会所定の方法により、あらかじめ共済金受取人又は請求代理人を届け出ることができます。

(第1類Ⅱ医療・療養) 在宅療養支援給付	被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、疾病、傷害その他の事由により在宅医療を行い、次の各号の全てに該当した場合は、地域生活の継続を支援するため、在宅療養支援給付金を給付します。 ①責任開始日以後に発病した疾病又は発生した不慮の事故による傷害若しくは障害を直接の原因として、医師により継続的な在宅療養が必要と判断されたこと。 ②被共済者が、自宅その他本共済会が在宅療養に準ずると認める場所において、医師の指示に基づき継続的な療養又は医療的ケアを受けていること。 ③当該在宅療養が、次のいずれかに該当すること。 (1) 在宅酸素療法 (2) 人工呼吸器管理 (3) 胃ろう (4) 経鼻経管栄養 (5) 気管切開管理 (6) 喀痰吸引 (7) その他、本共済会が認める継続的な在宅療養 ④当該在宅療養が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。 ⑤その他、給付対象となる詳細は、別表6に定めるところによります。	(1日につき) ¥1,000— を給付します。 (通算) 1,000日を 限度とします。	
障害区分重度化支援給付(障害程度区分) (第1類Ⅱ医療・療養)	被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、疾病、傷害その他の事由により日常生活上の支援を必要とする状態となり次の各号の全てに該当した場合は、障害程度区分重度化支援給付金を給付します。 ①責任開始日以後に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は障害程度区分について、障害の程度が重度化した旨の公的認定を受けたこと。 ②当該重度化により、被共済者又はその家族の生活、介護又は福祉サービス利用に著しい負担の増加が認められること。 ③当該重度化が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。 ④その他、給付対象となる詳細は、別表6に定めるところによります。	(1回限り) ¥30,000— を給付します。	

要介護度重度化支援給付 (第1類Ⅱ医療・療養)	被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、疾病、傷害その他の事由により、生活上の支援を必要とする状態となり次の各号の全てに該当した場合は、要介護度重度化支援給付金を給付します。 ①責任開始日以後に、介護保険法に基づく要介護認定において、要介護度が上位区分へ変更されたこと。 ②当該重度化により、被共済者又はその家族の介護、生活又は介護サービス利用に著しい負担の増加が認められること。 ③当該重度化が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。 ④その他、給付対象となる詳細は、別表6に定めるところによります。	(1回限り) ¥30,000— を給付します。	
医療機器再建支援給付 (第1類Ⅱ医療・療養)	本給付金は、自然災害その他本共済会が認める災害により、生命維持又は継続的な療養に必要な医療機器を喪失し、又は使用不能となった被共済者及びその家族の生活基盤の再建を支援するため、医療機器再建支援給付金を給付します。 被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、次の各号の全てに該当した場合は、医療機器再建支援給付金を給付します。 ① 自然災害その他本共済会が認める災害により、生命維持又は継続的な療養に必要な医療機器が全損し、又は使用不能となったこと。 ② 当該医療機器が、医師の指示に基づき継続的に使用していたものであること。 ③ 当該損害について、公的機関又はこれに準ずる機関の証明その他本共済会が適当と認める資料により確認できること。 ④ 当該損害が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。 ⑤対象となる医療機器その他必要な事項は、別表3に定めるところによります。	(1機種につき1回限り) 別表3に定める額を給付します。	

主保護者危機支援給付（片親家庭等）
（第2類Ⅱ生活支援）

本給付は、片親家庭の主たる保護者又は扶養者に重大な事故その他の事由が生じ、家庭の養育又は扶養機能が著しく低下したことにより、被共済者及びその家族の生活の継続が困難となった場合に、その生活の安定及び再建を支援するため、主保護者危機支援給付を給付します。

被共済者が未成年者又は主たる保護者若しくは扶養者に生計を依存している者であって、責任開始日以後の保障期間中に次の各号のいずれかに該当した場合は、主保護者危機支援給付金を給付します。

- ①片親家庭の主たる保護者又は扶養者が死亡したとき。
- ②片親家庭の主たる保護者又は扶養者が、不慮の事故又は疾病により90日以上継続して就労不能となったとき。
- ③片親家庭の主たる保護者又は扶養者が65歳未満であり、初回認定において要介護認定（要支援を除く）又は障害程度区分1以上の認定を受けたとき。
- ④片親家庭の主たる保護者又は扶養者が90日以上継続して入院し、家庭における養育又は扶養機能が著しく低下したと本共済会が認めたとき。
- ⑤片親家庭の主たる保護者又は扶養者が失踪し、その事実が警察その他の公的機関への届出等により確認できるとき。
- ⑥当該事由が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。
- ⑦その他、給付対象となる事項は、別表6に定めるところによります。

（1回限り）
¥100,000—
を給付します。

主介護者危機支援給付（一人介護者等）
（第2類Ⅱ生活支援）

本給付は、主たる介護者の重大な事故その他の事由により、介護機能が著しく低下し、被共済者及びその家族の生活の継続が困難となった場合に、その生活の安定及び再建を支援するため、主介護者危機支援給付を給付します。

被共済者が責任開始日以後の保障期間中に、次の各号のいずれかに該当した場合は、主介護者危機支援給付金を給付します。

- ①一人介護者家庭の主たる介護者が死亡したとき。
- ②一人介護者家庭の主たる介護者が不慮の事故又は疾病により、90日以上継続して介護を行うことができない状態となったとき。
- ③一人介護者家庭の主たる介護者が65歳未満で、初回認定で「要支援を除く要介護度、又は、非該当を除く障害程度区分1以上（より重度）」となったとき。
- ④一人介護者家庭の主たる介護者が90日以上継続して入院し、介護を行うことが著しく困難になったと本共済会が認めたとき。
- ⑤一人介護者家庭の主たる介護者が失踪し、その事実が警察その他の公的機関への届出等により確認できるとき。
- ⑥ただし、当該事由が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。
- ⑦その他、給付対象となる事項は、別表6に定めるところによります。

※主たる介護者とは、被共済者の日常生活における介護、見守り又は医療的ケアを継続的かつ主として担っている者であって、本共済会が認める者をいう。

（1回限り）
¥100,000—
を給付します。

権利擁護開始応援給付（後見等制度） （第2類Ⅱ生活支援）	本給付は、未成年後見制度又は成年後見制度の利用開始に伴い生じる生活上、法的又は経済的負担を軽減し、被共済者の権利擁護及び安定した地域生活を支援するため、権利擁護開始応援給付を給付します。 被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、次の各号の全てに該当した場合は、権利擁護開始応援給付金を給付します。 ① 被共済者について、家庭裁判所により未成年・成年後見、保佐又は補助開始の審判が確定したこと、又は任意後見契約が発効したこと。 ② 当該開始に伴い、被共済者の財産管理又は身上保護を継続的に必要とする状態となったこと。 ③ 当該事由が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。 ④その他、給付対象となる事項は、別表6に定めるところによります。	（1回限り） ¥50,000— を給付します。	
新生活応援給付（自立・一人暮らし等） （第2類Ⅱ生活支援）	本給付は、被共済者が新たな生活環境へ移行し、又は社会参加への第一歩を踏み出した場合に、その生活基盤の安定及び自立した地域生活を支援するため、新生活応援給付金を給付します。 被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、次の各号のいずれかに該当した場合は、新生活応援給付金を給付します。 ①親元から一人暮らし、グループホームその他新たな居住生活を開始したとき。 ②母子生活支援施設その他、これに準ずる施設を退所し、新たな生活を開始したとき。 ③その他、本共済会が新生活の開始に該当すると認めたとき。 ④当該事由が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。 ⑤その他、給付対象となる事項は、別表6に定めるところによります。	（1回限り） ¥50,000— を給付します。	

就学継続応援給付（不登校から復学、特支・養護から大学進学等）
（第2類Ⅱ生活支援）

本給付は、20歳未満の被共済者が継続して就学するための環境が整い、学習機会の維持及び社会参加の促進が図られたことを応援し、その安定した学校生活及び将来の自立を支援するため、就学継続応援給付を給付します。

被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、次の各号のいずれかに該当した場合は、就学継続応援給付金を給付します。

①直前まで不登校の状態にあり、学校教育法に定める学校又はこれに準ずる教育機関へ復学又は転校し、本共済会が別に定める基準を満たして継続就学したとき。

②不登校その他の理由により就学が困難であった者が、継続的な学習活動又は教育支援を受け、本共済会が別に定める基準を満たしたとき。

③特別支援学校又は養護学校の卒業生が、学校教育法に定める大学又は専門学校並びにこれらに準ずる教育機関に合格、進学及び在籍し就学が認められたとき。

④その他、本共済会が就学継続支援を必要と認めたとき。

⑤当該事由が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。

⑥その他、給付対象となる事項は、別表6に定めるところによります。

（1回限り）
¥30,000—
を給付します。

社会参加応援給付（ひきこもり・ニート等）
（第2類Ⅱ生活支援）

本見舞い金は、直前までひきこもり又はニートの状態にあった18歳以上の被共済者が、就労に向けた準備又は社会参加への第一歩を踏み出した場合に、その自立及び安定した地域生活を支援するため、社会参加応援給付を給付します。

被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、次の各号のいずれかに該当した場合は、社会参加応援給付金を給付します。

- ①就労選択支援又は就労移行支援の利用を開始し、本共済会が別に定める基準を満たしたとき。
- ②就労継続支援A型又はB型の利用を開始し、本共済会が別に定める基準を満たしたとき。
- ③一般就労に向けた職業訓練、実習その他これらに準ずる支援を開始し、本共済会が別に定める基準を満たしたとき。
- ④一般就労を開始し、雇用契約その他これに準ずる方法により就労したことが確認され、本共済会が別に定める基準を満たしたとき。
- ⑤その他、本共済会が就労に向けた社会参加の開始と認めたとき。
- ⑥当該事由が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。
- ⑦その他、給付対象となる事項は、別表6に定めるところによります。

（1回限り）
¥30,000—
を給付します。

兄弟姉妹児応援給付（健常・定型発達等）
（第2類Ⅱ生活支援）

本給付は、重症心身障がい児、医療的ケア児その他、これらに準ずる介護状態にある被共済者の兄弟姉妹児が、年齢相応を超える介護・看護・見守り・その他、家庭内支援に継続的に協力したことにより、教育・生活又は成長に支障を生じた場合に、その生活及び健全な成長を支援するため、兄弟姉妹児応援給付を給付します。

被共済者が責任開始日以後の保障期間中に、次の各号の全てに該当した場合は、兄弟姉妹児応援給付金を給付します。

①被共済者の兄弟姉妹児（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）が、被共済者の介護、看護、見守りその他日常生活上の協力を常態的に担う環境にあったこと。

②次のいずれかに該当すること。

（ア）[教育上の支障]

年間30日以上欠席又は遅刻・欠席の著しい増加が認められ、学校長又は担任の所見があること。

（イ）[生活上の支障]

放課後活動への継続参加が困難となり、家庭外活動が著しく制限されていること。

（ウ）[心身への影響]

医師・公認心理師・スクールカウンセラー・その他、これらに準ずる専門職が、心理的負担又は生活上の支障が認められると判断していること。

③当該事由が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。

④その他、給付対象となる事項は、別表6に定めるところによります。

（1回限り）

¥30,000—

生活再建支援給付 (第2類Ⅱ生活支援) 生活再建支援給付(母子保護・住居喪失等)	本給付は、被共済者又はその世帯が重大な生活危機に直面し、生活基盤の維持又は再建のため緊急の支援を必要とする場合に、その生活の安定及び再建を支援するため、生活再建支援給付を給付します。 被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、次の各号のいずれかに該当した場合は、生活再建支援給付金を給付します。 ①災害、事件、迷惑被害など、やむを得ない事情により転居し、住民基本台帳法その他関係法令に基づく住所変更又は転居の届出を行ったとき。 ②主たる住居を喪失(身の安全のため手放して離れる等)し、新たな住居において生活を開始したとき。 ③被共済者又はその家族の生活基盤の再建が必要であることを、公的機関その他本共済会が適当と認める資料により確認できるとき。 ④当該事由が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。 ⑤その他、給付対象となる詳細は、別表6に定めるところによります。	(1回限り) ¥100,000__ を給付します。	
福祉用具再建支援給付 (第2類Ⅱ生活支援) 福祉用具再建支援給付(補装具・アシステイブ等)	本給付は、自然災害その他本共済会が認める災害により、日常生活に必要な福祉用具を喪失し、又は使用不能となった被共済者及びその家族の生活基盤の再建を支援するため、福祉用具再建支援給付を給付します。 被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、次の各号の全てに該当した場合は、福祉用具再建支援給付金を給付します。 ①自然災害その他本共済会が認める災害により、日常生活又は介護に必要な福祉用具が全損し、又は使用不能となったこと。 ②当該福祉用具が、被共済者の日常生活上継続的に使用していたものであること。 ③当該損害について、公的機関又はこれに準ずる機関の証明その他本共済会が適当と認める資料により確認できること。 ④当該事由が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。 ⑤対象となる福祉用具その他必要な事項は、別表3に定めるところによります。	(1機種につき 1回限り) 別表3に定める 額を給付します。	

心理・精神危機支援認定給付（個人に対する迫害・人権侵害等） （第3類Ⅱ危機認定）	本給付は、心理的又は精神的危機により日常生活、就学、就労又は社会生活の継続が著しく困難となった被共済者に対し、その心身の回復及び安定した地域生活の継続を支援するため、心理・精神危機支援認定給付を給付します。 被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、次の各号の全てに該当した場合は、心理・精神危機支援認定給付金を給付します。 ①心理的又は精神的危機により、日常生活、就学、就労又は社会生活に著しい支障が生じていること。 ②当該危機について、医師・公認心理師・相談支援専門員・学校・福祉サービス事業者その他関係機関が作成した診断書、意見書、支援記録その他本共済会が適当と認める資料により確認できること。 ③当該事由が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。 ④その他、給付対象となる事項については、別表4に定めるところによります。 ※本共済会は、被共済者が未成年の場合などは、安心安全を最優先とし、現金の給付又は現金の給付に代えて、生活物質、教育支援、居住支援、相談支援、その他これに準ずる支援を行うことができます。	（認定1回につき） 別表4に定める額を給付します。	
養育・生活基盤危機支援認定給付（家庭に対する迫害・人権侵害等） （第3類Ⅱ危機認定）	本給付は、被共済者又はその世帯が養育環境又は生活基盤に重大な危機を生じ、継続的な支援を必要とする状態となった場合に、その生活の安定及び再建を支援するため、養育・生活基盤危機支援認定給付を給付します。 被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、次の各号の全てに該当した場合は、養育・生活基盤危機支援認定給付金を給付します。 ①養育、扶養、介護その他生活を支える基盤が著しく低下し、被共済者の生活、就学、療養又は地域生活の継続に重大な支障が生じていること。 ②当該危機について、児童相談所、市町村、学校、相談支援専門員、福祉サービス事業者その他関係機関が作成した記録、意見書又は本共済会が適当と認める資料により確認できること。 ③当該事由が、本約款に定める免責事由に該当しないこと。 ④その他、給付対象となる事項については、別表5に定めるところによります。 ※本共済会は、被共済者が未成年の場合などは、安心安全を最優先とし、現金の給付又は現金の給付に代えて、生活物質、教育支援、居住支援、相談支援、その他これに準ずる支援を行うことができる。	（認定1回につき） 別表5に定める額を給付します。	

教育継続確保支援認定給付（イジメ等） （第3類Ⅱ危機認定）	本給付は、被共済者が教育を継続することが著しく困難となる危機的状況に直面した場合に、その就学機会の確保及び継続を支援するため、教育継続確保支援認定給付を給付します。 被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、次の各号のいずれかに該当した場合は、教育継続確保支援認定給付金を給付します。 ①教育上又は学習上の危機により、学校教育その他の学習活動の継続が著しく困難な状態となっていること。 ②当該危機について、学校、教育委員会、教育支援センター（適応指導教室）、フリースクール、相談支援専門員、医療機関その他関係機関が作成した記録、意見書又は本共済会が適当と認める資料により確認できること。 ③本共済会の生活危機認定機関が支援の必要性を認定したこと。 ④当該事由が、本約款に定める免責事由に該当しないこと。 ⑤その他、給付対象となる事項は、別表6に定めるところによります。	（1回限り） ¥30,000— を給付します。	
安全確保保護支援認定給付（迷惑・触法被害等） （第3類Ⅱ危機認定）	本給付は、犯罪被害、DV、ストーカー行為その他生命、身体又は生活の安全を脅かす重大な危機により、被共済者が安全な生活環境の確保又は避難を必要とする場合に、その生命、身体及び生活の保護を支援するため、安全確保保護支援認定給付を給付します。 被共済者が、責任開始日以後の保障期間中に、次の各号の全てに該当した場合は、安全確保保護支援認定給付金を給付します。 ①触法被害、DV、ストーカー行為その他生命又は身体に対する重大な危険により、安全な生活環境の確保又は避難を必要とする状態にあること。 ②当該危機について、司法機関、警察、配偶者暴力相談支援センター、市町村、児童相談所、福祉機関その他の関係機関が作成した記録、受理証明書、意見書その他本共済会が適当と認める資料により確認できること。 ③本共済会の生活危機認定機関（クライシス）が、支援の必要性を認定したこと。 ④当該事由が、本規約に定める免責事由に該当しないこと。 ⑤その他、給付対象となる事項は、別表6に定めるところによります。	（1回限り） ¥100,000— を給付します。	

1. 本共済会は、被共済者が共済金等の給付事由に該当した場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、共済金等の全部又は一部を給付しないことがあります。
 - (1) 共済契約者、被共済者又は受取人の故意又は重大な過失による場合。
 - (2) 共済金等を不正に取得する目的で、自ら招いた事故又は傷害による場合。
 - (3) 法令に違反する重大な危険行為を直接の原因として発生した事故による場合。
 - (4) 虚偽の申告、資料の偽造その他不正な方法により共済金等を請求した場合。
 - (5) 犯罪行為又は重大な法令違反を直接の原因として生じた場合。
 - (6) 戦争、武力行使、内乱、暴動、テロその他これらに準ずる非常事態による場合。
 - (7) 責任開始日前から発生していた事由。ただし、本規約において給付対象としたものを除きます。
 - (8) 本規約または別表において免責と定める場合。
 - (9) 給付により反社会的勢力又は犯罪組織への利益供与となるおそれがある場合。
 - (10) 同一の事由について、本規約又は別表に定める重複給付の制限に該当する場合。
 - (11) 本共済会が必要とする調査又は資料提出を、正当な理由なく拒否した場合。
 - (12) 大規模災害その他異常な事態により、本共済会の事業継続に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、社員総会又は理事会の決議により、給付額を減額し、又は給付時期を変更することがあります。
 - (13) その他、本規約又は別表により給付対象外と定める場合。
2. 本共済会は、精神疾患、DV(ドメスティック・バイオレンス)、虐待その他生活危機そのものを理由として給付を拒みません。ただし、不正請求その他本規約に定める免責事由に該当する場合は、この限りではありません。
3. 本条は、第3類生活危機認定給付の趣旨を損なうように解釈してはならず、本共済会は被共済者の生命、身体及び生活の保護を最優先として給付認定を行います。

(入院・手術・通院共済金等の給付に関する補則)

第15条 第1類から第3類までの給付及び給付金については、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 被共済者が転院、再入院、在宅療養への移行その他療養形態を変更した場合であっても、本共済会が医学上又は療養上継続する一連の療養であると認めたときは、これを一回の療養として取り扱います。

(2) 同一又は医学上相当の関連性を有する疾病、傷害又は障害により療養が継続していると本共済会が認めた場合は、一連の療養として取り扱います。

(3) 被共済者が複数の疾病、傷害又は障害について同時に療養を受けた場合は、本共済会が主たる療養であると認めたものを基準として給付を行います。ただし、本規約又は別表に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

(4) 同一の共済事故又は共済事由について、第1類、第2類及び第3類の給付が請求された場合は、それぞれの給付要件を満たし、かつ、本規約又は別表に重複給付を制限する定めがない場合に限り、重複して給付するものとします。

(5) 給付額の算定に当たり、日数、期間又は回数に端数が生じた場合は、本共済会が別に定める算定基準に従って算定します。

(6) 給付事由の認定に必要な医学的判断、福祉的判断又は生活危機認定については、本共済会が、提出書類、関係機関の意見その他必要な資料を総合的に審査のうえ、決定します。

(7) 本条に定めのない事項については、本規約、別表その他本共済会が別に定める基準によるものとします。

（用語の定義）

第16条 当規約において使用する主な用語の意義は、次の各号に定めるところによります。

（１）病院又は診療所

医療法その他関係法令の規定に基づく日本国内の病院又は診療所をいいます。

（２）療養

疾病、傷害又は障害の治療、回復、症状の維持若しくは軽減又は生活機能の維持を目的として行われる入院、通院、在宅療養その他これらに準ずる医療、看護、リハビリテーション又は福祉サービスによる支援をいいます。

（３）入院

医師の管理下において病院又は診療所に継続して入院し、治療又は療養を受けることをいいます。

（４）在宅療養

被共済者が自宅その他これに準ずる生活の場において、医師その他の医療従事者又は福祉関係者の指導若しくは支援を受けながら継続して療養することをいいます。

（５）生活危機

疾病、傷害、障害、介護、養育、教育、犯罪被害、災害、社会的孤立その他の事由により、被共済者又はその家族の生命、身体、心身、生活、就学、就労又は地域生活の継続に重大な支障が生じ、支援を必要とする状態をいいます。

（６）生活危機調査機関

第3類給付の支払の可否及び支援の必要性について、本共済会が定める生活危機認定基準に基づき、調査、審査及び認定を行う機関をいいます。

（７）主保護者

被共済者を現に監護し、又は主として扶養する父母、親権者、未成年後見人その他これらに準ずる者をいいます。

（８）主介護者

被共済者の日常生活において、主として介護、看護又は生活支援を継続して行う者をいいます。

（９）責任開始日

本共済会が共済責任を開始する日をいいます。

（10）共済事故又は共済事由

本規約又は別表に定める共済金等又は給付金の支払対象となる事故、疾病、障害、生活危機その他の事由をいいます。

(共済金の請求及び給付)

第17条 共済金の給付事由が発生したときは、共済契約者、被共済者又は共済金受取人（以下「請求者」といいます。）は、その事実を知った日から速やかに本共済会へ通知し、本共済会所定の請求書及び必要書類を提出して、共済金を請求するものとします。

2 本共済会は、請求に必要な書類が到着した日の翌日から起算して10営業日以内に、共済金の給付又は給付可否の決定を行います。

3 給付事由、給付対象又は提出書類の内容について確認が必要な場合は、本共済会は請求者又は関係機関に対し、追加資料の提出、医療機関その他関係機関への照会、事実確認その他必要な調査への協力を求めることができます。

4 前項の調査を要する場合は、本共済会は、調査開始の理由及び給付予定時期を請求者へ通知し、原則として必要書類が完備した日の翌日から起算して45日以内に、給付又は給付可否を決定するものとします。ただし、法令に基づく照会その他やむを得ない事情により45日以内に決定できない場合は、請求者へその理由及び予定時期を通知するものとします。

5 請求者が、正当な理由なく資料の提出又は事実確認に協力しない場合は、本共済会は、当該確認が完了するまで共済金の給付を留保することができます。

6 本共済会が相当の期間を定めて必要書類の提出又は事実確認への協力を求めたにもかかわらず、請求者が正当な理由なくこれに応じない場合は、本共済会は当該請求を却下することができます。

7 第3類の給付については、全各項に加え、第16条に定める生活危機調査期間(クライシス)による審査及び認定を経て、給付の可否を決定します。

8 被共済者が疾病、障害その他やむを得ない事情により請求を行うことができない場合は、本共済会が適当と認めた代理人が請求することができます。この場合、本共済会は代理権その他必要な事項を確認するものとします。

9 本共済会は、共済金の請求又は相談を受けた場合において、共済金の給付の有無にかかわらず、被共済者及びその家族の生活の安定並びに生活危機の解消を図るため、相談支援、制度整理、情報提供、関係機関との連携、行政機関との調整その他必要な支援を行うよう努めるものとします。

第4章 共済契約の取扱に関する規定

(重複契約の禁止)

第18条 同一の被共済者について締結することができる本共済契約は、一契約を限度とします。ただし、本共済会が別に定める特約又は複数契約を認める場合は、この限りではありません。

2 同一の被共済者について重複して共済契約が締結されたことが判明した場合は、責任開始日が最も早い契約を有効とし、それ以外の契約は無効とします。

3 責任開始日が同一である場合は、本共済会が定める期間内に共済契約者がいずれか一契約を選択するものとし、期間内に選択されない場合は、本共済会が決定することができます。

4 前二項により無効となった契約について、当該契約に係る共済事故又は共済事由が発生しておらず、共済金等の請求又は給付が行われていないときは、既払掛金を返還します。

5 故意に重複契約を締結し、不正に共済金等を取得し、又は取得しようとした場合は、本共済会は重大事由として第23条を適用することができます。

(告知義務)

第19条 共済契約者及び被共済者は、共済契約の締結又は更新に際し、本共済会が所定の申込書、告知書その他書面又は電磁的方法により告知を求めた事項について、事実かつ正確かつ漏れなく告知しなければなりません。

2 共済契約者又は被共済者は、告知事項に変更が生じた場合又は本共済会への届出を要する事由が発生した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。

3 本共済会は、必要があると認めるときは、診断書、公的証明書その他必要書類の提出又は医療機関その他関係機関への照会を求めることができます。

4 告知事項の範囲及び方法その他必要な事項は、本共済会が別に定めるところによります。

(不法取得目的による契約の無効)

第20条 共済契約者又は被共済者が、共済金等を不法に取得する目的又は第三者に不法な利益を取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、その共済契約は無効とします。

2 前項に該当する事実が判明した場合、本共済会は共済契約を無効として取り扱い、既払掛金は返還しません。ただし、本共済会に故意又は重大な過失がある場合を除きます。

3 前二項の場合において、既に共済金等を給付しているときは、本共済会はその返還を請求することができます。

4 本共済会は、不法取得目的の有無を判断するため必要があると認める場合は、関係機関への照会、資料の提出その他必要な調査を行うことができます。

5 本条の規定は、刑事上又は民事上の責任の追及を妨げるものではありません。

(告知義務違反による契約の解除)

第21条 本共済会は、共済契約者又は被共済者が故意又は重大な過失により告知義務に違反した場合で、その事実が契約の引受け又は共済金等の給付の判断に重大な影響を及ぼすと認めるときは、共済契約を解除することができます。

2 解除は、本共済会が解除原因を知った日から30日以内に行います。

3 解除は、責任開始日から2年を経過した後は行うことができません。ただし、責任開始日から2年以内に解除原因に係る給付事由が発生した場合又は詐欺その他不正の手段による場合は、この限りではありません。

4 解除前に発生した共済事故又は共済事由について、告知義務違反との間に相当因果関係があるときは、共済金等を給付しません。

5 前項の場合において、既に共済金等を給付したときは返還を請求することができます。

6 本共済会は、告知義務違反が故意又は重大な過失によるものではなく、制度運営に支障がないと認める場合は、解除を行わず条件を付して契約を継続することができます。

(共済契約を解除できない場合)

第22条 本共済会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第21条及び第23条による解除を行うことができません。

- (1) 解除原因を契約締結時に知っていたとき。
- (2) 重大な過失により知らなかったとき。
- (3) 解除原因を知った日から30日を経過したとき。
- (4) 責任開始日から2年を経過したとき。ただし、第21条第3項ただし書きの場合を除きます。

2 前項は、詐欺その他法令により解除権の行使が制限されない場合には適用しません。

(重大事由による契約の解除)

第23条 本共済会は、次の各号のいずれかに該当する重大な事由が生じた場合は、将来に向かって共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者、被共済者又は共済金等の受取人が、共済金等を詐取し、又は詐取しようとしたとき。
- (2) 共済契約者、被共済者又は共済金等の受取人が、提出書類の偽造、変造、虚偽申告その他不正な方法により本共済会を欺いたとき。
- (3) 共済契約者、被共済者又は共済金等の受取人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他反社会的勢力に該当し、又は反社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (4) 共済契約者、被共済者又は共済金等の受取人が、本共済会の調査、照会又は必要書類の提出を正当な理由なく拒み、又はこれを妨げたことにより、適正な審査が著しく困難となったとき。
- (5) その他前各号に準ずる事由があり、本共済会との信頼関係が著しく損なわれ、共済契約の継続を期待することができないと認められるとき。

2 解除後に発生した共済事故又は共済事由については給付しません。

3 解除前に発生した共済事故又は共済事由であっても、その給付請求が重大事由に関連すると認められる場合は、本共済会は共済金等を給付しません。

4 既払給付金は返還請求できます。

(共済契約解除の効力)

第24条 解除の効力は将来に向かって生じます。

2 本規約に別段の定めがある場合を除き、解除前の事故については各解除条項に従います。

3 第21条及び第23条を優先適用します。

4 返還請求がある場合は速やかに返還します。

5 掛金は返還しません。ただし本規約又は法令に別段の定めがある場合は除きます。

(契約内容の変更)

第25条 共済契約者又は被共済者は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、掛金振替口座その他本共済会へ届け出た事項に変更が生じたときは、遅滞なく本共済会へ届け出るものとします。

2 前項の届出を行う場合は、本共済会所定の申請書その他必要書類を提出し、本共済会の承認を受けるものとします。ただし、本共済会が軽微な変更と認める場合は、この限りではありません。

3 主保護者、主介護者、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見受任者その他本共済契約に重要な影響を及ぼす事項に変更が生じた場合も、前二項の規定を準用するものとします。

4 第1項又は第3項の届出が行われなかったことにより共済契約者、被共済者又は共済金等の受取人に生じた不利益について、本共済会に故意又は重大な過失がある場合を除き、本共済会は責任を負わないものとします。

5 本共済会は、必要があると認める場合は、公的証明書その他必要書類の提出を求めることができます。

(共済契約の解約)

第26条 共済契約者は、本共済会所定の方法により申し出ることにより、いつでも将来に向かって本共済契約を解約することができます。

2 解約日は、本共済会が解約の申出を受理した日の属する月の末日とします。ただし、本共済会が特に認めた場合は、この限りではありません。

3 解約の申出を行う場合は、本共済会所定の申請書その他必要書類を提出するものとします。

4 解約日の翌月以降に対応する掛金を既に受領している場合は、その未経過期間相当額を返還します。

5 本共済会は、共済契約者から解約の申出があった場合において、必要があると認めるときは、相談支援、制度案内、関係機関の紹介その他適切な情報提供及び支援を行うよう努めるものとします。

(障がい児者等支援相談等)

第27条 本共済会は、共済契約者から解約の申出があった場合において、必要があると認めるときは、相談支援、制度案内、関係機関への紹介その他必要な情報提供を行うよう努めます。

(払い戻し金)

第28条 本共済契約には、解約返戻金はありません。ただし、未経過期間に係る掛金の返還については、この限りではありません。

2 未経過期間に係る掛金の返還方法、返還額及び返還時期については、本共済会が別に定める基準によるものとします。

3 共済契約者が本規約に基づき掛金の返還を受ける権利を有する場合であっても、未払掛金その他本共済会に対する債務があるときは、本共済会は返還すべき金額からこれらを控除することができます。

4 返還金には利息を付さないものとします。

(共済制度の変更)

第29条 本共済会は、共済制度の健全な運営及び継続性を確保するため、社会情勢、事故率、給付実績、物価の変動、法令の改正その他必要と認める事由が生じた場合は、掛金、給付内容、給付額その他本共済契約の内容を変更することができるものとします。

2 前項の変更を行う場合は、本共済会は、その内容、適用時期及び変更理由を、あらかじめ共済契約者へ通知し、又は本共済会のホームページその他本共済会が適当と認める方法により公表するものとします。

3 前二項の変更は、変更の内容及び性質に応じて、既に締結されている共済契約についても適用することがあります。

4 本共済会は、本条による変更に当たっては、共済契約者及び被共済者の利益並びに共済制度の持続可能性の双方に十分配慮し、公平かつ適正に運営するものとします。

(共済金の調整)

第30条 本共済会は、大規模災害、感染症の流行その他予測を超える共済金等の給付が集中し又は給付額が著しく増加し、共済制度の健全な運営に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、社員総会の決議を経て、共済金等の全部又は一部を減額し、又は給付時期を調整することができるものとします。

2 前項の措置は、共済契約者間の公平性及び共済制度の継続性を確保することを目的として行うものとします。

3 本共済会は、第1項の措置を講じる場合は、その理由、内容、適用期間及び対象となる給付の範囲を速やかに共済契約者へ通知し、又は本共済会が適当と認める方法により公表するものとします。

4 前各項の措置は、必要最小限の範囲で行い、共済契約者及び被共済者の権利利益に十分配慮するとともに、共済制度の早期正常化に努めるものとします。

(配 当)

第31条 本共済契約には、配当金はありません。

2 本共済会に生じた剰余金は、法令、定款及び本共済会の定めるところに従い、共済制度の充実、責任準備金及び支払準備金の充実、会員サービスの向上その他本共済会の目的を達成するために活用するものとします。

(時 効)

第 3 2 条 共済金その他の給付を請求する権利は、その給付事由が生じた日の翌日から起算して 3 年間行使しないときは、消滅時効に服します。

2 被共済者が未成年者、判断能力を欠く状態その他やむを得ない事情により請求を行うことができなかった場合は、本共済会は、その事情を勘案し、個別の事情に応じて適切な対応を行うものとします。

3 前項の規定は、時効の完成を当然に猶予し、又は更新するものではなく、本共済会は、請求権者の保護及び公平性の観点から個別に判断するものとします。

(合意管轄)

第 3 3 条 本共済契約に関して、共済契約者、被共済者、共済金等の受取人又は本共済会との間に訴訟その他裁判上の紛争が生じた場合は、本共済会の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(雑 則)

第 34 条 本規約に定めのない事項については、法令、定款、本共済会が別に定める規程及び細則その他社員総会又は理事会の決議に基づき定められた諸規程によるものとします。

別表1 対象となる不慮の事故の範囲

1 不慮の事故

本規約にいう「不慮の事故」とは、次の全てに該当する事故をいいます。

1. 急激であること
2. 偶然であること
3. 外来によること

かつ、その事故を直接の原因として身体に傷害を受けた場合をいいます。

2 用語の定義

(1) 急激

事故の発生が突発的であり、事故から傷害発生までに時間的経過がないことをいいます。

(2) 偶然

被共済者の意思によらず予測又は回避できない事故をいいます。

(3) 外来

身体の外部から作用した原因による事故をいいます。

3 給付対象となる事故例

次に掲げる事故は、原則として不慮の事故に該当します。

(1) 交通事故

- ・自動車、バイク、自転車、電動キックボード、鉄道、船舶、航空機による事故。

(2) 転倒・転落事故

- ・階段、自宅、学校、職場、公園、公共施設での転倒・転落。

(3) 落下事故

- ・落下物、倒木、倒壊物、建物設備による事故。

(4) 火災・爆発事故

- ・火災、爆発、ガス漏れ、落雷。

(5) 自然災害による事故

- ・地震、津波、台風、洪水、土砂災害、強風、豪雪により直接受傷した場合。

(6) 日常生活事故

- ・やけど、切傷、刺傷、骨折、打撲、捻挫、感電、溺水、窒息。

(7) 第三者による加害事故

- ・暴行、傷害、交通犯罪、その他第三者の違法行為。

(8) 動物による事故

- ・犬咬傷、猫咬傷、蜂その他有害生物による受傷。

4 不慮の事故に該当しないもの

次の各号は原則として不慮の事故に含みません。

- (1) 疾病のみを原因とするもの
- (2) 加齢その他身体内部の自然経過によるもの
- (3) 精神疾患のみを直接原因とするもの
- (4) 故意又は重大な過失によるもの
- (5) 自殺又は自傷行為
- (6) 犯罪行為中の事故
- (7) 泥酔その他著しい危険行為による事故
- (8) 戦争、武力行使、暴動、テロその他規約で免責とするもの
- (9) 責任開始日前に発生した事故
- (10) その他規約又は別表により免責となる事故

5 判断基準

次の各号に該当する場合は、本共済会が提出資料、診療記録その他客観的資料に基づき総合的に判断します。

- ・ 外来性の有無
- ・ 急激性の有無
- ・ 偶然性の有無
- ・ 傷害との因果関係
- ・ 他制度、他保険との重複状況
- ・ 不正請求のおそれ

6 特則

本共済は、相互扶助を目的とする共済である為、事故の名称ではなく「生活上の実態」を重視し判断します。

故に、事故名が上記に例示されていない場合であっても、

- ・ 客観的資料により事故性が認められること
 - ・ 傷害との相当因果関係が認められること
 - ・ 本規約の趣旨に照らし給付が相当であること
- を総合的に認めた場合は、不慮の事故として取り扱うことができます。

別表 2 給付対象となる手術及び追加加算

1 目的

この別表は、共済規約に定める手術支援給付の対象となる手術及びその給付額を定めるものとします。

2 給付対象

給付対象となる手術は、日本国内の病院又は診療所において医師が実施し、診療報酬点数表に定める手術として実施されたものとします。

3 給付区分

手術区分	対象例	追加 加算額
手術入院	長期(連続する30日以上)に満たない手術入院1日につき対象となる補助	¥3,000__
第1類 (軽度手術)	創傷処置、皮膚縫合、膿瘍切開、骨折整復術、関節脱臼整復術、内視鏡による軽微な処置その他これらに準ずる手術	¥10,000__
第2類 (一般手術)	虫垂切除術、胆のう摘出術、ヘルニア手術、帝王切開術、白内障手術、内視鏡手術その他一般的な外科手術	¥20,000__
第3類 (重大手術)	開胸手術、開腹手術、人工関節置換術、脳神経外科手術、心臓手術、肺切除術その他高度な外科手術	¥35,000__
第4類 (最重大手術)	心臓弁置換術、冠動脈バイパス術、開頭脳腫瘍摘出術、臓器移植術その他生命維持に重大な影響を及ぼす手術	¥50,000__

※規約本文の基本給付額に上記加算額を追加して給付します。

4 内視鏡手術

腹腔鏡、胸腔鏡その他内視鏡による手術については、開腹・開胸手術と同等の医学的侵襲性を有すると本共済会が認めた場合は、同一の給付区分を適用します。

5 対象外

次の手術は対象外とします。

- ・美容整形
- ・美容目的のレーザー治療
- ・人間ドックのみを目的とした検査
- ・健康診断
- ・予防接種
- ・医学的治療を伴わない処置
- ・歯科治療（外傷性を除く。）

6 同一手術の取扱い

1. 同一疾病又は同一事故について、同日に複数の手術を行った場合は、給付額が最も高い一手術のみ支給します。
2. 一連の治療として計画的に複数回実施される場合は、それぞれ医学的に独立した手術と認められる場合に限り給付対象とします。

7 共済会の判断

診療報酬区分のみでは判断が困難な場合は、

- ・手術の侵襲性、麻酔の種類、入院の有無、医療上の必要性、医師の意見書を総合的に勘案し、本共済会が給付区分を決定します。

別表3 医療機器・福祉用具再建支援給付表

1 目的

この別表は、第1類医療・療養支援給付、及び第2類生活支援給付に係る医療機器再建支援給付、並びに福祉用具再建支援給付について、その対象及び給付額を定めるものとします。

2 医療機器再建支援給付

次の医療機器が事故、災害、盗難その他本共済会が相当と認める事由により使用不能となり、再取得又は修理が必要となった場合に支給します。

区分	対象例	給付額
A	血糖測定器・吸入器・ネブライザー等	¥10,000__
B	CPAP・在宅酸素・吸引器等	¥30,000__
C	人工内耳関連機器・人工喉頭・その他高額医療機器	¥50,000__

3 福祉用具再建支援給付

次の福祉用具について、再取得又は修理が必要となった場合に支給します。

区分	対象例	給付額
A	白杖、歩行杖、歩行器、簡易スロープ、座位保持・起立補助具等	¥10,000__
B	主導車いす、電動車いす、義肢・装具、視覚聴覚支援器具等	¥30,000__
C	意思伝達装置、情報受信機器、重度障害用特殊入力装置等	¥50,000__

4 給付要件

次の全てを満たすことを要します。

1. 被共済者が現に使用していた機器又は用具であること。
2. 修理又は再取得の必要性が客観的資料により確認できること。
3. 給付事由との相当因果関係が認められること
4. 公的制度その他の補助制度を利用しても、生活上の支障があると認められること。

5 対象外

次の各号は給付対象外とします。

1. 消耗品のみの交換
2. 電池、充電器、ケーブル等の付属品のみの購入
3. 通常使用による経年劣化
4. 故意又は重大な過失による破損
5. 営利目的で所有する機器
6. 医療又は福祉用途以外の機器

6 給付回数

1. 同一機種につき保障期間中1回を限度とします。
2. 修理給付を受けた後、同一事故を理由として再取得給付を請求することはできません。
3. 同一事故について複数機器が被害を受けた場合は、給付額が最も高い一機種について支給します。ただし、本共済会が特に必要と認めた場合はこの限りではありません。

7 共済会の認定

本共済会は、次の事項を総合的に審査し、給付区分及び給付額を決定します。

- ・医療上又は福祉上の必要性、日常生活への影響、修理可能性、再取得の必要性、他制度による補填状況、不正請求のおそれ。

別表 4 心理・精神危機支援認定基準

1 目的

この別表は、第3類生活危機支援認定給付における、心理・精神危機支援認定給付の認定対象、認定基準及び給付額を定めるものとします。

2 対象となる心理・精神危機

次のいずれかに該当し、その結果として日常生活、就学、就労又は社会生活の継続に著しい支障が生じている場合を対象とします。

区分	対象となる危機（例）	給付額
A	いじめ、ハラスメント、差別、誹謗中傷等による心理的危機	¥30,000__
B	DV、虐待、ストーカー、監禁その他継続的な人権侵害による心理・精神危機	¥50,000__
C	犯罪被害、重大事故、災害その他著しい精神的外傷（トラウマ）による危機	¥100,000__

3 認定要件

次の各号の全てを満たすことを要します。

1. 心理的又は精神的危機により、日常生活、就学、就労又は社会生活に著しい支障が生じていること。
2. 医師、公認心理師、相談支援専門員、学校、福祉サービス事業者その他関係機関の診断書、意見書、支援記録その他客観的資料により確認できること。
3. 本共済会の生活危機調査機関（クライシス）が危機状態であると認定したこと。
4. 本規約に定める免責事由に該当しないこと。

4 認定にあたり考慮する事項

本共済会は、次の事項を総合的に勘案して認定します。

- ・危機の継続性、危険性及び緊急性、心身への影響、就学・就労・地域生活への影響、家族及び支援体制の状況、公的支援制度の利用状況、生活再建の必要性。

5 対象外

次の各号は原則として認定対象外とします。

1. 一時的な不安又は心配のみで、生活上の著しい支障が認められない場合
2. 客観的資料により危機状態が確認できない場合
3. 故意又は重大な過失により自ら招いた危機
4. 営利目的又は不正請求を目的とすると認められる場合
5. 本規約の免責事由に該当する場合

6 認定回数

心理・精神危機支援認定給付については、原則として1回限りの認定給付となります。

別表 5 養育・生活基盤危機支援認定基準

1 目的

共済規約第14条第3類生活危機支援認定給付における「養育・生活基盤危機支援認定給付金」の給付対象となる危機事由、認定基準及び給付金額を定めるものとします。

2 認定対象

次の各号のいずれかに該当し、第三者による違法行為、人権侵害、迷惑行為その他外部からの侵害により、被共済者又はその世帯の養育環境若しくは生活基盤が著しく脅かされ、本共済会の生活危機調査機関（クライシス）が支援の必要性を認定した場合に給付します。

区分	認定対象（例）	給付額
生活環境侵害	悪質な近隣トラブル、継続的な迷惑行為、住居侵入、器物損壊、悪質なイタズラその他生活環境への継続的侵害	¥30,000__
家庭生活侵害	DV、ストーカー行為、住居への執拗なつきまとい、脅迫、恐喝、強要その他家庭生活の安全を著しく害する行為	¥50,000__
養育・家族機能侵害	心身に対する虐待、扶養妨害その他養育又は家族機能を著しく侵害する行為	¥80,000__
生活基盤崩壊危機	性犯罪被害、誘拐、監禁、人身取引、組織的犯罪被害その他生命、身体、家庭生活、生活基盤に極めて重大な被害を与える事由	¥100,000__

3 認定の基本基準

本共済会は、次の事項を総合的に審査し認定します。

1. 外部からの侵害行為の重大性
2. 生命又は身体への危険性
3. 養育環境又は家庭生活への影響
4. 生活基盤への影響
5. 被害の継続性及び再発のおそれ
6. 公的機関による保護又は支援の必要性
7. 生活再建又は安全確保の必要性

4 給付回数

養育・生活基盤危機支援認定給付については、原則として1回限りの認定給付となります。

5 未成年者等に対する特則

被共済者が未成年者その他本共済会が必要と認める場合は、安心・安全を最優先とし、当該給付金を給付するとともに、又は当該給付金に代えて、次の支援を行うことができます。

(1) 相談支援（ソーシャルワーク支援）

①基本相談支援

- ・福祉相談、制度利用相談、ライフプラン相談、家族相談、将来設計相談

②計画・マネジメント相談

- ・アセスメント、支援計画作成支援、モニタリング、サービス調整、継続支援

③権利擁護支援

- ・虐待対応支援、権利擁護支援、後見制度利用支援、消費生活相談、苦情解決支援

④危機介入支援

- ・緊急相談、安全確保支援、一時避難調整、危機対応、再発防止支援

⑤地域生活支援

- ・医療機関連携、行政連携、学校連携、福祉サービス調整、就労支援機関連携、地域資源紹介

⑥同行・代理支援

- ・行政手続同行、医療同行、学校面談同行、関係機関連絡調整、必要に応じた代理支援

(2) 生活支援

- ・食料支援、日用品費支援、衣類支援、衛生用品支援、緊急生活物資支援

(3) 教育支援

- ・学用品支援、教材支援、ICT学習支援、就学継続相談、進学相談支援

(4) 居住支援

- ・緊急避難支援、住居確保支援、引越支援、グループホーム等利用支援、居住環境整備支援

(5) 就労・社会参加支援

- ・就労準備支援、就労継続支援、職場定着支援、地域活動参加支援、社会参加促進支援

(6) 家族支援

- ・家族支援、兄弟姉妹支援、レスパイト支援、ペアレントサポート、家族交流支援

(7) その他の支援

- ・前各号に掲げるもののほか、本共済会が被共済者及びその家族の安心・安全・幸福の実現のため必要と認める支援

1 目的

本規約及び各別表に定める各種給付について、共通して適用する認定基準、確認事項、給付制限その他必要な事項を定め、給付認定の公平性、透明性及び共済制度の健全な運営を確保することを目的とします。

2 共通認定要件

給付対象となるためには、次の各号を全て満たさなければなりません。

- ① 共済事故又は共済事由が責任開始日以後に発生したこと。
- ② 本規約及び各別表に定める給付要件を満たすこと。
- ③ 客観的資料により給付事由を確認できること。
- ④ 本規約に定める免責事由に該当しないこと。
- ⑤ 本共済会が必要と認める調査に協力すること。

3 認定の基本原則

本共済会は、次の事項を総合的に勘案して認定します。

- ① 生活への影響
- ② 継続性
- ③ 緊急性
- ④ 公的支援の必要性
- ⑤ 自立生活への影響
- ⑥ 家族への影響
- ⑦ 地域生活への影響
- ⑧ 再建支援の必要性

4 生活危機調査機関(クライシス)による審査

第3類給付については、生活危機調査機関(クライシス)が次の事項を審査します。

- 1. 危機の実存性
- 2. 危機の重大性
- 3. 客観性
- 4. 給付妥当性
- 5. 重複給付の有無
- 6. 不正請求の疑い
- 7. その他必要事項

5 継続確認

次の場合は給付対象となりません。

- ①一時的又は軽微な事情のみで生活への影響が認められない場合
 - ②客観的資料が存在しない場合
 - ③給付目的に照らして支援の必要性が認められない場合
-

6 重複給付の整理

同一原因により複数の給付事由に該当した場合は、①それぞれ独立した給付目的を有すると認められる場合、又は、②本規約に重複給付禁止の規定がない場合、に限り重複給付を認めます。

7 給付回数

同一原因による給付は、各給付で定める回数を限度とします。危機状態が継続しているのみでは、新たな給付事由とはしません。

8 再請求

同一給付について再請求する場合は、前回とは独立した新たな給付事由であることを要します。

9 地域生活支援を優先する原則

本共済会は営利保険ではなく、地域共助を目的とする任意共済です。

必要がある場合は、

- ・医療、福祉、教育、居住、権利擁護、就労、行政その他、必要な支援へ適切に繋ぐことを優先します。
-

10 不正請求防止

次の場合は給付を行わず、又は給付決定後であっても取消すことができます。

- ①虚偽申告
- ②書類改ざん
- ③なりすまし
- ④事実隠蔽
- ⑤二重請求
- ⑥不当請求
- ⑦調査妨害
- ⑧その他制度の公平性を害する行為

必要に応じ関係機関へ照会することがあります。

11 共済会の裁量

本別表に定めのない事項は、本規約、各別表、法令、社会通念、共済制度の目的を総合的に勘案し、本共済会が公平かつ適正に判断します。

別表 7 後遺障害給付金の支払基準

給付区分	後遺障害の状態	給付額
第 1 級	両眼の失明、又はこれと同程度の終身介護を要する最重度の後遺障害	500,000 円
第 2 級	一上肢及び一下肢を失った場合、又はこれと同程度の著しい後遺障害	400,000 円
第 3 級	一上肢又は一下肢の用を全く廃した場合、又は両耳の聴力を全く失った場合	350,000 円
第 4 級	一眼を失明し、又は一上肢若しくは一下肢の著しい機能障害を残した場合	300,000 円
第 5 級	一眼の視力を著しく失った場合、又は一手若しくは一足の機能を著しく失った場合	250,000 円
第 6 級	一耳の聴力を全く失った場合、一手の親指を失った場合その他これらに準ずる障害	200,000 円
第 7 級	一手又は一足の一部機能障害その他日常生活に支障を及ぼす後遺障害	150,000 円
第 8 級	医師が永続的な障害と認める軽度の後遺障害で、労働又は日常生活に一定の支障が認められるもの	100,000 円
第 9 級	医師が永続的な後遺障害と認め、共济会が相当と認めた軽微な障害	50,000 円

別表 7 注)

1. 後遺障害給付金は、不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から 180 日以内に後遺障害の状態となった場合に支払います。
2. 後遺障害の程度は、医師の診断書その他共济会が必要と認める資料により判定します。
3. 同一事故により複数の後遺障害が生じた場合は、最も重い区分による給付額を限度とします。
4. 同一事故について後遺障害給付金は 1 回のみ給付します。
5. 後遺障害給付金を支払った後、新たな医学的所見のみを理由として追加給付は行いません。ただし、事故日から 180 日以内に明らかとなった後遺障害について共济会が認めた場合を除きます。
6. 先天性疾患、疾病、加齢その他事故以外を原因とする障害は給付対象外とします。
7. 給付区分は必要に応じ、共济会医療審査委員会又は顧問医の判定により区分を認定します。

給付対象外となる主な事由

1. 本共済会は、被共済者が共済金の給付事由に該当した場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該共済金を給付できないものとします。
- (1) 契約者・被共済者・受取人の、故意、又は重大な過失。
 - (2) 故意に共済金を取得する目的で、自ら招いた事故、又は傷害。
 - (3) 法令に違反する、重大な危険行為を直接の原因として発生した、事故。
 - (2) 虚偽の申告・資料の偽造・その他、不正な方法により共済金を請求した場合。
 - (3) 犯罪行為、又は重大な法令違反を直接の原因として生じたもの。
 - (4) 戦争・武力行使・内乱・暴動・テロ・その他、これに準ずる非常事態。
 - (5) 共済契約締結前から発生していた事由（約款で対象としたものを除く）。
 - (6) 約款で別に免責と定める場合。
 - (7) 反社会的勢力・犯罪組織への利益供与となる場合。
 - (8) 同一の事由について、本共済会が別に定める重複給付制限に該当する場合。
 - (9) 本共済会が必要とする調査、又は資料提出を正当な理由なく拒否した場合。
 - (10) 同一、又は類似の大規模災害・その他、異常な事態により、本共済会の事業継続に重大な影響を及ぼす恐れがある場合は、社員総会、又は理事会の決議により給付額を減額し、又は給付時期を変更することができる。
 - (11) その他、対象外となる場合。

〔給付の特則〕

給付については、精神疾患・DV(ドメスティックバイオレンス)・虐待・その他、生活危機そのものを理由として支払いを拒むことはできない。ただし、不正請求・その他、本共済会が不相当と認めた場合を除く。

1. 共済金請求時の必要書類

項 目	必 要 書 類
共通書類	(1) 本共済会所定の共済金請求書 (2) 本人確認書類 (3) 共済契約者又は受取人名義の振込先口座が確認できる書類 (4) 各給付事由に係る以下(※別紙※ 必要書類一覧)の資料及び書類
その他	(1) 契約変更・解約・住所変更・口座変更・受取人変更・その他 ↓ 本共済会所定の届出書

※別紙※ 必要書類一覧

※ご印鑑は、印鑑証明書と同一の印鑑にて、ご捺印ください※

次の必要書類を添えて、ご請求ください。なお、下記の書類の他、共済会にて特に必要と認めた書類をご提出して戴くことがありますので、あらかじめご承知おきください。

◎長期入院・手術(長期入院に該当しない手術又は手術入院)・通院治療・在宅療養共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 長期入院を証明する医師の診断書	診療所又は病院にて治療を目的に入院し、入院日数を証明したものに限りします。 また、共済金請求日から1ヵ月以内に発行されたものに限りします。
2) 手術を証明する医師の診断書	診療所又は病院にて治療を目的に手術し、手術の種類を証明したものに限りします。 また、共済金請求日から1ヵ月以内に発行されたものに限りします。
3) 通院治療を証明する医師の診断書	診療所又は病院にて治療を目的に通院し、通院日数を証明したものに限りします。 また、共済金請求日から1ヵ月以内に発行されたものに限りします。
4) 在宅療養を証明する医師の指示書	在宅での継続療養を医師が必要と認め看護等指示書（訪問看護指示書でも可）が作成されており、在宅療養開始日及び期間が確認できるものに限りします。共済金請求日から1ヶ月以内に発行されたものに限りします。
5) 事故状況報告書	不慮の事故（交通事故含む）の場合にのみ、別紙の報告書にご記入ください。
6) 公的機関の事故証明書	自動車安全運転センター発行のものとします。
7) 医療証明書（必要に応じ）	入院期間・傷病名・入院日・退院日・手術名・手術日・通院日数・在宅療養期間及び内容等が確認できるものをご提出ください。

◎死亡・後遺障害共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点	
1) 共済加入証書 （紛失した場合には、右記の紛失届にご捺印の上、この用紙をご返送ください。）	* 共済加入証書紛失届 *	* 請求者証明印 *
2) 医師の死亡証明書（診断書）	共済会が認めた場合には、医師の死体検案書でも可とします。	
3) 後遺障害状態を証明する医師の診断書	後遺障害の程度を証明したものに限りします。	
4) ご加入者の住民票または戸籍謄本	最近3ヵ月以内のものに限りします。	
5) 共済金請求者（受取人）の戸籍謄本	最近3ヵ月以内のものに限りします。 なお、後遺障害の場合、請求者（受取人）がご加入者の場合には、不要です。	
6) 請求者（受取人・保護者）の印鑑証明書	最近3ヵ月以内のものに限りします。	
7) 事故状況報告書	交通事故・不慮の事故・後遺障害の場合にのみ、別紙の報告書にご記入ください。	
8) 公的機関の事故証明書	自動車安全運転センター発行のものとします。	
9) 自動車保険証券の写し	交通事故死亡の場合にのみ、提出していただきます。 なお、事故日に有効なものに限りします。	

◎「長期入院・手術・通院治療・在宅療養」を除く「第1類」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 医師の診断書	共済事由（障害区分重度化・要介護度重度化等）が、確認できるもの。共済金請求日から、1ヶ月以内に発行されたもの。
2) 障害受給者証又は介護保険被保険者証	障害程度区分又は要介護度が確認（新旧）できるもの。
3) 障害程度区分認定通知書（写し）	障害区分重度化請求時のみ提出してください。変更後の区分が確認できるもの。
4) 要介護認定結果通知書（写し）	要介護度重度化請求時のみ提出してください。変更後の介護度が確認できるもの。
5) 医療機器の罹災・故障証明書	医療機器再建共済金請求時のみ提出してください。修理不能証明・罹災証明等でもかまいません。該当機器の現状写真（機器固有番号を含む）を提出してください。
6) 医療機器購入（修理）見積書又は領収書	再建費用が確認できるもの。
7) 修理見積書又は修理不能証明書	修理費用又は修理不能であることが確認できるもの。
8) 事故状況報告書	事故・災害等を原因とする場合のみ提出してください。
9) 公的機関の証明書	火災・自然災害・交通事故等の場合のみ提出してください。（罹災証明書・事故証明書等）

◎第2類「主保護者危機支援給付（片親家庭で死亡）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 死亡診断書又は死体検案書	死亡年月日及び死亡原因が確認できるものとします。共済金請求日から3ヶ月以内に発行されたものに限りします。
2) 被共済者及び死亡者の戸籍謄本又は全部事項証明書	続柄及び主保護者又は扶養者であったことが確認できるものに限りします。発行日から3ヵ月以内のものとしします。
3) 住民票（世帯全員）	死亡時に同一世帯又は扶養関係にあったことが確認できるものに限りします。発行日から3ヵ月以内のものとしします。
4) 共済金受取人の本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード等、有効期限内のものに限りします。
5) 共済会が必要と認める書類	扶養状況等について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「主保護者危機支援給付（片親家庭で90日以上継続して就労不能）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 医師の診断書	就労不能であること及び就労不能期間が確認できるものに限り、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
2) 勤務先の休職証明書又は就労不能証明書	就労不能期間が90日以上継続していることが確認できるものに限り、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
3) 雇用契約書又は在職証明書	主保護者又は扶養者として就労していたことが確認できるものに限り、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
4) 疾病手当金支給決定通知書（交付されている場合）	健康保険による就労不能期間が確認できる資料として提出してください。
5) 自営業者の場合は営業実態を証明する書類	開業届、確定申告書、営業許可証等、就労実態が確認できるものを提出してください。
6) 共済会が必要と認める書類	就労状況等について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「主保護者危機支援給付（片親家庭で障害区分1又は介護度1以上）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 要介護認定結果通知書又は障害程度区分認定通知書	責任開始日以後に認定されたものであることが確認できるものに限り、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
2) 介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証（必要に応じ）	認定内容が確認できるものに限り、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
3) 認定調査結果又は主治医意見書（必要に応じ）	共済会が認めた場合に提出していただきます。
4) 共済会が必要と認める書類	生活への影響等について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「主保護者危機支援給付（片親家庭で90日以上継続して入院）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 医師の診断書	入院期間及び入院理由が確認できるものに限り、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
2) 入院証明書	90日以上継続して入院していることが確認できるものに限り、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
3) 主保護者確認書	主たる保護者であったことを確認するため提出してください。
4) 共済会が必要と認める書類	扶養実態等について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「主保護者危機支援給付（片親家庭で失踪した場合）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 行方不明届受理証明書又はこれに準ずる書類	警察その他公的機関へ届出が行われた事が確認できるものに限り、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
2) 警察署等が発行する証明書又は受理番号	届出の事実が確認できるものに限り、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
3) 住民票又は戸籍謄本	被共済者との続柄が確認できるものに限り、発行日から3ヶ月以内のものとし、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
4) 共済会が必要と認める書類	失踪期間、扶養状況、その他必要事項について追加が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「主介護者危機支援給付（一人介護者家庭で死亡）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 死亡診断書又は死体検案書	死亡年月日及び死亡原因が確認できるものに限り、共済金請求日から3か月以内に発行されたものとします。
2) 被共済者及び死亡者の戸籍謄本又は全部事項証明書	主たる介護者であったこと及び続柄が確認できるものに限り、発行日から3か月以内のものとし、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
3) 住民票（世帯全員）	死亡時に同一世帯又は介護実態が確認できるものに限り、発行日から3か月以内のものとし、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
4) 主介護者確認書（共済会様式）	死亡者が被共済者の主たる介護者であったことを申告する書類とします。必要に応じ、第三者の証明を求めることがあります。
5) 共済会が必要と認める書類	介護実態等について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「主介護者危機支援給付（一人介護者家庭で90日以上継続して介護不能）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 医師の診断書	介護不能である理由及び期間が確認できるものに限り、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
2) 介護不能証明書（共済会様式）	介護を継続できない状態が90日以上継続していることが確認できるものに限り、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
3) ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、又は福祉サービス事業者の意見書	主たる介護者が介護を継続できないこと及び介護体制に重大な支障が生じていることが確認できるものに限り、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
4) 居宅サービス計画書、サービス等利用計画書又は障害児支援利用計画書（必要に応じ）	主介護者の役割及び介護実態が確認できるものに限り、共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
5) 共済会が必要と認める書類	介護状況等について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「主介護者危機支援給付（一人介護者家庭で障害区分1又は要介護度1以上）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 要介護認定結果通知書又は障害程度区分認定通知書	責任開始日以後に認定されたものであることが確認できるものに限りします。
2) 介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証（必要に応じ）	認定内容が確認できるものに限りします。
3) 主介護者確認書（共済会様式）	認定を受けた者が主たる介護者であることを申告する書類とします。
4) ケアマネージャー又はソーシャルワーカーの意見書（必要に応じ）	介護体制への影響が確認できるものに限りします。
5) 共済会が必要と認める書類	生活への影響等について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「主介護者危機支援給付（一人介護者家庭で90日以上継続入院）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 医師の診断書	入院期間及び入院理由が確認できるものに限りします。共済金請求日から1か月以内に発行されたものとします。
2) 入院証明書	90日以上継続して入院していることが確認できるものに限りします。
3) ケアマネージャー、ソーシャルワーカー又は福祉サービス事業者の意見書	主介護者の入院により介護体制が著しく低下したことが確認できるものに限りします。
4) 主介護者確認書（共済会様式）	主たる介護者であったことを確認するため提出してください。
5) 共済会が必要と認める書類	介護実態等について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「主介護者危機支援給付（一人介護者家庭で失踪）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 行方不明届受理証明書又はこれに準ずる書類	警察その他公的機関へ届出が行われたことが確認できるものに限りします。
2) 警察署等が発行する証明書又は受理番号	届出の事実が確認できるものに限りします。
3) 住民票又は戸籍謄本	被共済者との続柄及び介護者であることが確認できるものに限りします。発行日から3か月以内のものとします。
4) 主介護者確認書（共済会様式）	失踪した者が主たる介護者であったことを申告する書類とします。
5) 共済会が必要と認める書類	介護体制等について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「権利擁護開始応援給付（後見・補佐・補助）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 後見等開始審判書（写し）	家庭裁判所が発行した審判書又は審判確定証明書に限りします。
2) 後見人等である事を証明する書類	後見等登記事項証明書又はこれに準ずる書類を提出してください。
3) 被共済者の戸籍謄本又は全部事項証明書	被共済者との関係及び後見等開始の対象者である事が確認できるものに限りします。発行日から3ヶ月以内のものとします。
4) 共済会が必要と認める書類	審判内容その他について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「権利擁護開始応援給付（任意後見）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 任意後見契約公正証書（写し）	任意後見契約の内容が確認できるものに限りします。
2) 任意後見監督人選任審判書	任意後見契約が発効したことが確認できるものに限りします。
3) 登記事項証明書	任意後見契約の登記事項が確認できるものに限りします。発行日から3か月以内のものとします。
4) 共済会が必要と認める書類	必要に応じ追加資料を提出していただきます。

◎第2類「新生活応援応援給付（親元からの一人暮らし・グループホーム等への巣立ち）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 住民票	転居後の住所及び転居年月日が確認できるものに限りします。発行日から3か月以内のものとします。
2) 賃貸借契約書・入居契約書又は利用契約書（写し）	契約者、入居日及び施設名又は住所が確認できるものに限りします。
3) 入居証明書（必要に応じ）	グループホーム、施設等へ入居したことが確認できるものに限りします。
4) 新生活開始申告書（共済会様式）	新生活を開始した理由及び開始日を記載してください。
5) 共済会が必要と認める書類	生活状況等について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「新生活応援給付（母子生活支援施設等施設からの巣立ち）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 施設退所証明書	退所日が確認できるものに限りします。
2) 新たな居住先を証明する書類	住民票、賃貸借契約書、利用契約書等、新生活開始後の居住先が確認できるものに限りします。
3) 支援機関の意見書又は退所支援計画書(必要に応じ)	退所後に新たな生活を開始したことが確認できるものに限りします。
4) 新生活開始申告書(共済会様式)	新生活開始日及び生活状況を記載してください。
5) 共済会が必要と認める書類	追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「就学継続応援給付（不登校等からの復学・転校など）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 在学証明書又は入学・復学証明書	請求日時時点で在学していることが確認できるものに限りします。発行日から3か月以内のものとしします。
2) 出席状況が確認できる書類	出席簿、出席証明書その他継続就学が確認できるものに限りします。
3) 就学継続状況確認書(共済会様式)	就学継続に至る経緯、支援内容及び現在の就学状況を記載してください。
4) 共済会が必要と認める書類	家庭状況その他について必要に応じ追加資料を提出していただきます。

◎第2類「就学継続応援給付（特支・養護学校から大学又は準ずる教育機関へ進学）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 在学証明書又は入学・復学証明書	進学先の教育機関が発行したものに限りします。
2) 入学許可書又は入学証明書(必要に応じ)	進学したことが確認できるものに限りします。
3) 就学継続状況確認書(共済会様式)	進学後も継続して就学している状況を記載してください。
4) 共済会が必要と認める書類	必要に応じ追加資料を提出していただきます。

◎第2類「社会参加応援給付（一般就労を開始）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 雇用契約書又は労働条件通知書(写し)	雇用開始日、雇用主及び雇用形態が確認できるものに限りします。
2) 在職証明書(必要に応じ)	勤務先が発行したもので、就労を継続していることが確認できるものに限りします。
3) 社会参加開始確認書(共済会様式)	社会参加開始日及び現在の状況を記載してください。
4) 共済会が必要と認める書類	就労状況等について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「社会参加応援給付（福祉的就労又は就労系障害福祉サービスを開始）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 利用契約書又は利用開始証明書	利用開始日及び事業所名が確認できるものに限りします。
2) 受給者証(必要に応じ)	対象サービスの利用が確認できるものに限りします。
3) 事業所の利用証明書	継続して利用していることが確認できるものに限りします。
4) 社会参加開始確認書(共済会様式)	社会参加開始日及び活動内容を記載してください。
5) 共済会が必要と認める書類	必要に応じ追加資料を提出していただきます。

◎第2類「兄弟姉妹児応援給付（教育・生活・心身への影響が認められる）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 戸籍謄本又は全部事項証明書	被共済者と兄弟姉妹の続柄が確認できるものに限りします。発行日から3か月以内のものとしします。
2) 住民票(世帯全員)	同居又は扶養関係が確認できるものに限りします。発行日から3か月以内のものとしします。
3) 学校・病院など公的機関の証明書(年間30日の欠席・遅刻・欠席の増加等)	教育・生活・心身への影響が認められると証明できる書類に限りします。
4) 共済会が必要と認める書類	生活状況その他について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「生活再建支援給付（災害により住宅又は生活基盤に重大な被害）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 罹災証明書	市区町村その他公的機関が発行したものに限りします。被害の程度が確認できるものを提出してください。
2) 被害状況写真	被害状況が確認できるカラー写真に限りします。必要に応じ撮影日が確認できるものを提出してください。
3) 修繕見積書又は再建見積書	修繕又は再建に要する費用が確認できるものに限りします。
4) 共済会が必要と認める書類	被害状況その他について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第2類「生活再建支援給付（迷惑・犯罪による生活基盤への重大な被害）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 被害届受理証明書又は受理番号	警察その他公的機関へ届出が行われたことが確認できるものに限りします。
2) 被害状況写真（必要に応じ）	被害状況が確認できるものに限りします。
3) 修繕見積書又は再取得見積書	生活再建に必要な費用が確認できるものに限りします。
4) 共済会が必要と認める書類	必要に応じ追加資料を提出していただきます。

◎第2類「福祉用具再建支援給付（災害等により滅失又は著しく損傷）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 罹災証明書	市区町村その他公的機関が発行したものに限りします。災害の発生及び被害状況が確認できるものを提出してください。
2) 福祉用具被害状況報告書（共済様式）	破損状況、発生日時及び発生原因を具体的に記載してください。
3) 被害状況写真	破損又は滅失した福祉用具の状態が確認できる写真を提出してください。
4) 修理見積書又は購入見積書	修理又は再取得に必要な費用が確認できるものに限りします。製造業者・販売業者又は修理事業者が発行したものに限りします。
5) 共済会が必要と認める書類	被害状況その他について追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第3類「心理・精神危機支援認定給付（個人に対する迫害・人権侵害等）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 心理・精神危機認定申請書（共済会様式）	危機発生の経緯、発生日月日、生活への影響及び必要とする支援内容を具体的に記載してください。
2) 被害事実を確認できる公的機関が発行した書類	病院、学校、教育委員会、勤務先、行政機関、警察、裁判所、相談機関その他第三者機関が発行した調査報告書、証明書、通知書その他これらに準ずる書類を提出してください。
3) 第三者の意見書	相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士その他支援専門職が作成したものに限りします。危機状態及び支援の必要性が確認できる内容としてください。
4) 支援状況確認書類（必要に応じ）	相談記録、支援記録、ケース記録、個別支援計画、学校支援計画その他継続的な支援状況が確認できる書類を提出してください。
5) 共済会が必要と認める書類	危機認定のため追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第3類「養育・生活基盤危機支援認定給付（家庭に対する迫害・人権侵害等）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 養育・生活基盤危機認定申請書（共済会様式）	危機発生の経緯、発生日月日、養育環境又は生活基盤への影響及び必要とする支援内容を具体的に記載してください。
2) 被害事実を確認できる公的機関が発行した書類	警察、病院、児童相談所、市区町村、福祉事務所、女性相談支援センター、学校その他関係機関が発行した調査報告書、通知書、証明書その他これらに準ずる書類を提出してください。
3) 第三者の意見書	相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、ケースワーカー、児童福祉司、民生委員・児童委員、弁護士その他支援専門職が作成したものに限りします。養育環境又は生活基盤への影響及び支援の必要性が確認できる内容としてください。
4) 支援状況確認書類（必要に応じ）	相談記録、ケース記録、支援計画、個別支援計画、保護記録その他継続的な支援状況が確認できる書類を提出してください。
5) 共済会が必要と認める書類	危機認定のため追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第3類「教育継続確保支援認定給付（イジメ等による教育を受ける権利への侵害）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 教育継続確保支援認定申請書（共済会様式）	危機発生の経緯、教育への影響、現在の状況及び必要とする支援内容を具体的に記載してください。
2) 学校・教育機関又は関係機関が発行した資料・証明書	学校、教育委員会、児童相談所その他関係機関が作成した調査報告書、通知書、指導記録その他事実関係が確認できる書類を提出してください。
3) 第三者の意見書	担任教諭、学校長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談支援専門員、公認心理師その他支援専門職が作成したものに限りします。教育継続が困難となっている状況及び支援の必要性が確認できる内容としてください。
4) 就学状況確認書類（必要に応じ）	在学証明書、出席状況、個別の教育支援計画、個別の指導計画その他就学状況が確認できる書類を提出してください。
5) 共済会が必要と認める書類	危機認定のため追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎第3類「安全確保保護支援認定給付（厄渦等による安全に暮らす権利への侵害）」共済金請求の場合

書 類 名	注 意 点
1) 安全確保保護支援認定申請書（共済会様式）	危険が生じた経緯、現在の状況、安全確保の必要性及び支援内容を具体的に記載してください。
2) 危険又は被害の事実を確認できる書類・証明書	警察、裁判所、市区町村、児童相談所、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他関係機関が発行した証明書、通知書、調査報告書その他これらに準ずる書類を提出してください。
3) 第三者の意見書	相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、ケースワーカー、児童福祉司、弁護士その他支援専門職が作成したものに限り、危険性及び緊急保護の必要性が確認できる内容としてください。
4) 保護状況確認書類（必要に応じ）	保護命令、避難証明、シェルター入所証明、一時保護決定通知、緊急措置記録その他保護措置の実施が確認できる書類を提出してください。
5) 共済会が必要と認める書類	危機認定又は保護支援のため追加確認が必要な場合に提出していただきます。

◎受取人が法人の場合、上記の他に次の必要書類を添え、法人の代表者からご請求ください。

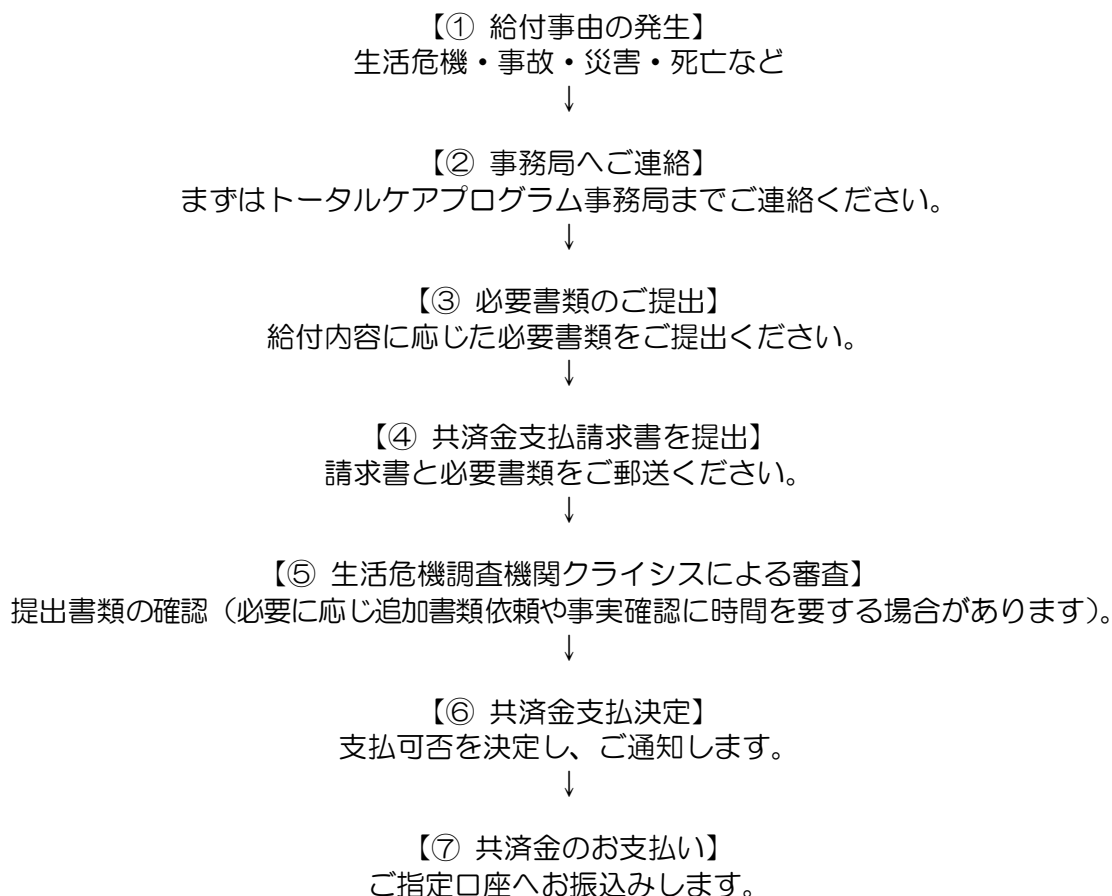
なお、共済金振込口座は、法人名義の口座に限り、ますのでご留意ください。

書 類 名	注 意 点
1) 法人登記簿謄本	最近3ヶ月以内のものに限り、ます。この場合には、上記 5) は不要です。
2) 法人代表者の印鑑証明書	最近3ヶ月以内のものに限り、ます。この場合には、上記 6) は不要です。

◎受取人が未成年者の場合、上記の他に次の必要書類を添え、法定代理人である親権者または後見人の方からご請求ください。

書 類 名	注 意 点
1) 親権者または後見人の戸籍謄本	最近3ヶ月以内のものに限り、ます。 後見人の場合は後見人就職の旨のある「未成年者の戸籍謄本」も必要です。
2) 親権者または後見人の印鑑証明書	最近3ヶ月以内のものに限り、ます。

＜共済金請求の流れ（共済金請求フロー）＞



掛金口座振替特約

（目的）

第1条 この特約は、本共済契約における、掛金の口座振替による払込方法について定めるものです。

（口座振替）

第2条 共済契約者は、本共済会が指定する金融機関等の口座から、掛金を口座振替により払い込むものとします。

（振替日）

第3条 掛金は、本共済会が定める振替日に、口座振替により払い込むものとします。

振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日を振替日とします。

（振替不能）

第4条 口座振替が不能となった場合は、本共済会は再振替・その他の方法により、掛金の払込みを求めることができます。

（口座変更）

第5条 共済契約者は、振替口座を変更するときは、本共済会所定の方法により、届け出るものとします。

（特約の終了）

第6条 次の各号のいずれかに該当した場合は、この口座振替特約は終了します。

- （1）共済契約が終了したとき
- （2）掛金の払込方法を変更したとき
- （3）その他、本共済会が必要と認めたとき

（準用）

第7条 この特約に定めのない事項については、本共済規約の定めを準用します。